

第11回 西宮市子ども・子育て会議

会 議 録

日 時：平成27年 3 月23日(月)

場 所：西宮市民会館 1 階 大会議室101

〔午後3時00分 開会〕

事務局 定刻の15時となりましたので、ただいまから第11回西宮市子ども・子育て会議を開会します。

本日は、ご多忙中にもかかわらずご参集いただきまして、ありがとうございます。

本日は、倉石会長と出原委員からご欠席という連絡をいただいています。木下委員は遅れておられるようです。

本日の会議については、倉石会長がご欠席ですので、進行については、西宮市附属機関条例の規定に基づき、橋本副会長に会長の代理をお願いしたいと思います。

会議に入る前に、今回の会議は、平成26年度最後の子ども・子育て会議となりますので、こども支援局長よりごあいさつを申し上げます。

事務局 改めまして、こんにちは。

本日は、年度末のご多忙な時期にご参集いただきまして、本当にありがとうございます。今年度最後の会議ですので、ごあいさつに伺いました。

26年度は、1年間あつと言う間でしたが、本体会議を8回、基準等検討WGを3回、評価検討WGを2回開催していただきまして、委員の皆様には多大なご負担をおかけした1年となりました。さらに、国の方針が定まらない中で事業計画の策定をお願いしまして、それぞれのお立場で気持ちの上でも随分とご負担をおかけしたのではないかと、本当に申し訳なく思っています。

改めまして、多大なご協力をいただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

また、各WGの座長をお務めくださった副会長にも感謝を申し上げます。

西宮市では、先週19日に西宮市議会3月定例会が終了しましたが、子ども・子育て支援事業計画のパブリックコメントの結果について所管事務報告を行いまして、一定の評価をいただくことができました。委員の皆様が西宮の子どもたちの未来のために熟慮を重ねて真剣にご審議くださり、このように事業計画が完成しましたことを、心よりお礼申し上げます。市としましても、この計画をもとに、今後、関係部署が一丸となってしっかりと進めていかなければいけないと、思いを新たにしているところです。

また、確認のための子ども・子育て会議の部会の設置についても、附属機関条例の改正が市議会で承認をされました。

新年度、こども支援局としましては、新制度のスタートと、皆さんご存じのとおり、西宮市立こども未来センターが夏季に開設となります。センターの名称に込められた「西宮の子どもたちの未来のために、真にインクルーシブな子育て支援を実現する」という決意を改めて固める元年だと思っています。そのために、新しくこども未来部を新設しまして、こども支援局は、現在の3部から4部体制となります。

そして、私ごとで恐縮ですが、4月から教育委員会への異動となりました。委員の皆様には大変お世話になりましたことを心よりお礼申し上げます。引き続き新しい部署でも連携してまいりますので、ご協力をいただきますよう、よろしく願いいたします。

この会議の委員の任期は27年8月20日までになっていますので、皆様には、27年度も引き続きのご協力をよろしくお願いいたします。

4月からは、坂田担当理事がこども支援局長となり、これまで以上に西宮の子育て支援を強力に進めてまいりますので、何とぞよろしくご指導のほどお願い申し上げます。

ありがとうございました。

事務局 山本は、次の予定が入っていますので、ここで退席させていただきます。それでは、進行を橋本副会長にお渡しする前に、資料の確認をします。

事前にお送りしている資料として、1点目は、ホッチキスどめの「会議次第・委員名簿・座席表・事務局名簿」です。2点目は、資料集です。あと、本日机上に追加資料としてA4一枚物で、右肩上に「当日配付資料」と書いている「西宮市附属機関条例」もお出ししています。不足はないでしょうか。

〔発言者なし〕

事務局 それでは、副会長に会議の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

副会長 皆さん、こんにちは。

年度末の大変お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は、倉石会長が欠席ですので、代理として会長の職務を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に入る前に、本日は、傍聴を希望されている方はいらっしゃるでしょうか。

事務局 現在のところはおられません。

副会長 もしこの後、希望される方がいらっしゃいましたら、随時入室していただくことにしてよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

副会長 早速ですが、これから議事に入ります。

次第を見ていただきますと、本日は議事が2つあります。

まず、本日の審議事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料集1ページをご覧ください。

ロードマップですが、前回の会議から一部修正を加えています。一番右端の欄に、本日3月23日の今年度最後の第11回子ども・子育て会議を入れています。また、下から2段目の「(4)利用定員の審議」の行に をつけています。本日は、主に確認のうち利用定員についてご審議いただきます。

次に、2ページをご覧ください。

前回の第10回子ども・子育て会議の審議内容を記載しています。

前回の会議では、「教育・保育施設及び地域型保育事業に対する確認」、「西宮市子ども・子育て支援事業計画の修正事項」、「確認に係る部会の設置」、「平成27年度の子ども・子育て会議の審議予定事項」、以上4点についてご協議をいただきました。

1つ目の「教育・保育施設及び地域型保育事業に対する確認」については、確認

の概要と教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員について事務局から報告しまして、それに関してご意見をいただきました。

2つ目の「西宮市子ども・子育て支援事業計画の修正事項」については、意見提出手続(パブリックコメント)によって出されたご意見、また、それまでに子ども・子育て会議でいただいたご意見をもとに修正した事務局案について説明しまして、それに関してご意見をいただきました。

具体的には、「多様な主体の参入促進事業」について、支援員の巡回の頻度等については、国の基準を踏まえて対応するのか、「放課後児童健全育成事業における「(5)放課後の子どもの居場所」について、西宮市の子どものために施策をどのように組み合わせていくのかを考えてほしい、また、特別な支援が必要な子どもにも十分に対応できるようにしてほしい、「質の高い教育・保育の提供」について、すべて保育士資格取得者とするように努めることは、困難な目標ではあるが、西宮市としてどのように考えるのか、そういったご意見をいただきました。

その上で、西宮市子ども・子育て支援事業計画(案)は、前回の子ども・子育て会議をもって最終確定をさせていただきました。

3つ目の「確認に係る部会の設置」については、新制度における確認のための部会の設置について事務局から説明し、ご意見などをいただきました。

具体的には、西宮市民が他市の施設を利用する場合には、子ども・子育て会議としては利用定員の設定についてのみ意見を述べればいいのか、西宮市民が他市の地域型保育事業を利用する場合には起きた事故の検証等はどちらの自治体で行うのか、また、確認に係る部会の運営等について円滑に行うことができるように事務局が対応してほしい、そのようなご意見をいただきました。

4つ目の「平成27年度の子ども・子育て会議の審議予定事項」については、来年度以降の子ども・子育て会議の審議予定事項について事務局から説明しました。

続いて、資料集3ページをご覧ください。

今回の審議事項についてまとめています。

まず1つ目の議事の「地域型保育事業の名称」では、前回の子ども・子育て会議における「教育・保育及び地域型保育事業に対する確認」の際にご報告した地域型保育事業の施設の名称に一部修正がありましたので、最終的に確定した名称についてご報告させていただくものです。

次に、2つ目の議事の「新制度における確認のための部会の設置」では、平成27年4月以降の対応等について説明し、ご意見などをいただきます。

ロードマップなどの説明は、以上です。

副会長 今見ていただきました審議事項は2つです。1つ目の「地域型保育事業の名称」についてのご報告では、前回の子ども・子育て会議において利用定員の設定についてご意見をいただいた地域型保育事業の施設について、その名称が確定したということですので、事務局より説明していただきます。2つ目の「確認に係る部会の設置」では、確認における利用定員の設定のための部会の設置について説明していただきます。その後、ご質問やご意見をいただくことになります。

目安としましては、1つ目の地域型保育事業の名称のご報告は約10分、2つ目の確認に係る部会の設置については約30分程度と考えていますので、午後4時頃までに終了するものと思っています。

それでは、早速、「議事(1) 地域型保育事業の名称」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料集4ページをご覧ください。左上に「議事(1) 地域型保育事業の名称(報告)」と書いています。

お示ししている表は、前回の子ども・子育て会議でお示した資料から施設の名称を修正しているものです。前回の会議の段階で園名が確定していなかったところが10園ほどありました。4～7ページまでに、左側の園名の下に線を引いているところが、前回の会議でお示した資料を修正した施設です。

幾つかについて具体的に説明します。

まず、4ページの中ほど、家庭的保育事業の6番の「ぼっぼ保育ルーム」については、前回の資料では「保育ルームぼっぼ」と記されていましたが、正式に「ぼっぼ保育ルーム」にすると聞きましたので、そのように修正しています。

5ページの小規模保育事業の14～16番の「むしっこ保育園」の「ちょうちょ」、「てんとうむし」、「みつばち」の3施設は、前回の資料では「むしっこランド」となっていますが、「むしっこ保育園」と決定されたそうですので、修正を加えています。

6ページの20番の「小さなはらっぱ」は、名称は変更しておられませんが、類型が、前回の資料では小規模保育事業B型と記されていたのを、A型に変更すると聞きましたので、今回の資料ではA型の欄に入れていきます。

したがって、小規模保育事業については、35園ありまして、A型20園、B型12園、C型3園という形になります。

利用定員については、家庭的保育(保育ルーム)、小規模保育、事業所内保育とも変わっていません。

7ページの事業所内保育は何も変わっていませんが、地域型保育事業は全部載せる必要がありますので、4～7ページに全施設を再度記載しました。

地域型保育事業の名称についてのご説明は、以上です。

副会長 ただいま事務局から地域型保育事業の名称についてご報告がありました。これについてご質問等がありましたら出していただきたいと思います。

〔発言者なし〕

副会長 ご質問等はないようですので、次の議事に進みます。

「議事(2) 確認に係る部会の設置」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料集8ページをご覧ください。

左上に「議事(2) 確認に係る部会の設置」と書いています。

まず、「1 平成27年度以降の確認事務(利用定員の意見聴取)への対応について」です。

これまでも説明していますが、施設が確認を受けていないと、利用者が給付の対

象にならないため、速やかに給付を行うことができるように、確認事務は自治体として機動的に対応することが求められます。しかしながら、地域型保育事業の確認の効力については、確認を行う自治体に居住するものに限られるため、市外の住民から利用希望があった場合、施設が所在する自治体に加えて、利用者が居住する自治体も確認を行う必要があります。また、利用者が居住する自治体を確認を行うためには、当該事業所の所在地自治体の同意も必要となりまして、自治体はそれらの事務を速やかに行う必要があります。

したがって、市外において認可・確認を受けた地域型保育事業を本市の市民が利用するときに、子ども・子育て会議における意見聴取を速やかに行うことができるように、今回、確認の部会を設置するものです。

次に、8ページ中ほどの「2 確認部会について」をご覧ください。

「(1) 審議内容」です。

確認部会で審議すべき内容については、大きく2つに分かれます。は、新規に教育・保育施設もしくは地域型保育事業を整備・認可した場合の利用定員の設定です。は、市外で認可・確認を受けた地域型保育事業で、本市の確認を受けていない地域型保育事業を本市の市民が利用する場合の利用定員の設定です。

ここで、本日別途配付しました資料をご覧ください。一枚物で、右肩に「当日配付資料」、左上に「西宮市附属機関条例」と書いている資料です。

子ども・子育て会議は、この西宮市附属機関条例において設置が認められていますので、子ども・子育て会議の下に部会を設置する際は、西宮市附属機関条例の改正が必要となります。今回、確認に係る部会を設置するために、3月市議会において条例改正を提案しまして、3月19日の本会議において可決されましたので、その改定部分についてお示ししています。

表面は、今回改正された部分ではありませんが、総則部分の抜粋です。

今回の部会の設置に関する部分は、裏面の第39条の2を新設しました。「(西宮市子ども・子育て会議の特例)」として、以下の条文を追加しています。

追加条文の主な内容としては、子ども・子育て会議に部会を設置することと、部会に属する委員は会長が指名すること、部会の決議を子ども・子育て会議の決議とすることが書かれています。

また、既に一度確認のために子ども・子育て会議で利用定員に関する意見聴取を行った施設・事業については、施設類型に変更がない限り、施設の規模や定員などに変更が生じたとしても、再度子ども・子育て会議への意見聴取は不要となっています。

資料集に戻りまして、8ページの下の方、「(2) 開催時期」です。

審議内容の の場合は、できる限り子ども・子育て会議と同じ日に部会を開催したいと考えています。審議内容の の場合は、該当の事案が発生した場合でもできる限り子ども・子育て会議と時間を合わせたいと考えていますが、どうしても子ども・子育て会議と時期が合わない場合は、部会単独で開催することを考えています。

次に、9ページをご覧ください。

「(3) 構成委員」です。

名簿というか、皆さんのお名前をずらっと並べて表にしていますが、ここに書かれた委員の方全員が部会員というわけではありません。確認部会に属する委員については、後ほど副会長よりご発表いただくことになっています。

次に、中ほどの「3 兵庫県下の自治体における地域型保育事業の確認事務に係る対応」の説明をさせていただきます。

利用者が居住地以外の自治体に所在する地域型保育事業を利用する場合に自治体が行う事務については、利用者の居住地自治体を確認を行うだけでなく、利用者が利用する施設の所在地自治体の同意も必要となります。このような場合において、施設の所在地自治体と利用者の居住地自治体が「同意を不要とする協議」を行い、協定等を締結しているときは、子ども・子育て支援法第43条第5項により、「施設の所在地自治体を確認を行うことによって利用者の居住自治体においても確認があったものとみなす」ことになっています。これによって確認の事務が簡素化され、速やかに対応することができるようになります。

兵庫県下の自治体においては、兵庫県が主導して県下の市町の自治体が「同意を不要とする協議」を行うことによって、確認事務の簡素化が図られる予定となっています。

したがって、先ほどの確認部会で意見聴取すべき内容の として、「他市で認可・確認を受けた地域型保育事業で、本市の確認を受けていない地域型保育事業を本市の市民が利用する場合の利用定員の設定」を申し上げましたが、本市の市民が利用するのが兵庫県内の地域型保育事業の場合には意見聴取の対象にはならないと考えています。

ただし、兵庫県外の自治体に所在し、本市の確認を受けていない地域型保育事業の施設を本市の市民が利用する場合については、別途、当該市町村と協定を結んでいない場合は、子ども・子育て支援法の規定どおりに確認を行う必要がありますので、確認部会を開く必要があることとなります。

確認に係る部会の説明は、以上です。

副会長 ただいま説明がありました部会の設置については、条例改正による追加条文が載っている「当日配付資料」の裏面を見ていただきますと、第39条の2第2項で、「部会に属すべき委員は、会長が指名する」となっています。本日、会長は欠席ですが、指名される委員のお名前を聞いていますので、私から代理で発表させていただきます。

資料集9ページの委員名簿に基づきまして、五十音順に指名されている委員の方々のお名前を読ませていただきます。

出原委員、内田委員、奥野委員、北村委員、熊谷委員、前田公美委員、前田正子委員、米山委員の8名の方々にお願いしたいと思います。

ただいま口頭で申し上げましたが、事務局には、次回会議の際にこのメンバーの方々を一覧表にさせていただきたいと思います。

次に、部会長に関しては、委員の互選となっています。本日、部会長の選任もお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

事務局 ご推薦がありましたらお願いしたいと思います。

委員 基準等検討WGの座長をしていただいた前田副会長に部会長をお願いしたいと思います。（拍手）

副会長 ただいま前田副会長を推薦するというご意見がありました。前田委員にお願いすることによってよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

副会長 それでは、前田委員、どうぞよろしく申し上げます。

副会長 皆様にご推薦いただきましたので、基準等検討WGに引き続き務めさせていただきます。微力ですが、どうぞよろしく申し上げます。

なお、私が欠席した場合に代行していただく委員には、奥野委員にお願いしたいと思いますが、お願いできますでしょうか。

委員 はい。

副会長 それでは、委員の皆様、どうぞよろしく申し上げます。必要に応じて集まっておいただくことも出てくるかと思えます。ご負担をおかけしますが、どうぞよろしく申し上げます。

それでは、構成メンバーと部会長を決めさせていただきましたが、今の部会の設置に関して何かご質問等はありませんか。

副会長 改めて、私が部会長になりますので、メンバーになられた方も確認したいと思われることをお聞きしたいと思えます。

兵庫県下の自治体の場合は、もう協定があるので部会を開く必要はなくて、西宮市民の方が、里帰り出産の際の上の子の預かりなどで、それ以外の地域で地域型保育事業を利用する場合、その施設の利用定員に空きがあり、該当自治体がオーケーとなって利用できるようになった場合で、時間を置かずにすぐに西宮市にご相談があっても、この部会を開かない限り、その方はご利用を開始できないわけですね。そういうことでよろしいでしょうか。

事務局 現在も県外の施設を使うケースはあると思えます。もちろん利用調整はありますが、給付をするためには確認が必要になりますのでその手続きをするという、その2本立てで手続きが進む形になります。もちろん施設に空きがなければ確認云々の話までいかないで、とりあえず市外の施設で入れることになって、その続きとして確認をする形になります。

副会長がおっしゃったように、兵庫県下では各市町が協定を結ぶ準備をしていますので、西宮市民が尼崎市や芦屋市などの地域型保育事業の施設を使われる場合は、「みなし確認」となって、部会でご意見をいただく必要はありません。県外の施設を利用する場合のみが部会を開く対象になります。

ただ、その際にも、もともと国のほうから例示で挙がっていますのは、事前に西宮市と当該A市とが対面で「同意不要の協議」を行って協定を結んでいけば、「みなし確認」になりますので、実務的には、県外の市に対象者があっても、

一対一で協定を結ぶ話になれば、この部会を開く必要がない可能性もあります。ただ、相手のあることなので、それが不調に終わったときは、本市の子ども・子育て会議あるいは部会でご意見を聴取しなければいけないこととなります。

ですから、セーフティネット的なところもあるかとは思いますが、全くないとは言いきれないので、今回設置したところでは。

副会長 ほかにいかがでしょうか。

委員 もしこれが開催されるときは、何日ぐらい前に連絡が入るのでしょうか。また、構成メンバーが揃えばいいのですが、会議成立は何人以上という要件も聞いておきたいと思います。「遅くとも何日前までにはお知らせします」ということが分かれば、調整もできると思いますし、構成メンバーの数が揃わなくて開催できなくなっても困ると思いますので、お聞かせください。

事務局 今回は、18名の子ども・子育て会議の委員さんのうち8名を選ばせていただいているのですが、西宮市附属機関条例によって、会議が成立するのは半数以上の出席となっていますので、4名の出席で成立すると考えています。

案件が生じて部会を開催しなければならないとなったときには、かなり急いでいる局面になると思いますので、できるだけ早い開催をしなければならないと思っています。しかし、少なくとも半数の委員さんが揃い、部会長もしくは代理の奥野委員のどちらかがご出席いただける日程を早急に事務局のほうで調整して、開催していただくという形になります。ですから、1週間前とか1か月前とか、そういうことは今のところはいえませんが、揃えばすぐに開催できますし、不調であれば少し先になる可能性はあります。

委員 分かりました。

副会長 ほかにいかがでしょうか。

〔発言者なし〕

副会長 部会の設置に関しては、以上でよろしいでしょうか。ほかに質問がなければ、この議事に関してはここまでとさせていただきます。

〔「はい」の声あり〕

副会長 今回予定していた議事はすべて終了しました。

副会長からご質問があるということですので、お願いします。

副会長 前半のほうでお聞きすればよかったのかもしれませんが、このように小規模保育や家庭的保育も随分増えましたが、4月以降の待機児童の状況はいかがでしょう。

それから、放課後の子どもの居場所についても、私たちは随分いろいろと議論しましたので、差し支えない範囲でお聞かせいただければと思います。

事務局 待機児童の状況については、現在も利用者調整を行っていますので、定かな数字はまだ集計中です。しかし、入所申込者自体が300名近く増えています。特に1・2・3歳児あたりの申込者が相当多くなっています、かなり厳しい状況ではあります。

昨年度は、国基準では待機児童はゼロとなっていました、実際に保育所の入所

がかなわなかった方が309名いらっしゃいました。それと比べても、同様のような状況かなとは感じているところではあります。かなり厳しい状況であることは申し上げることができるかなと思っています。

お答えにはなっていないのですが、現在も、最後まで利用者調整を進めるつもりでいます。

副会長 ほかに何かご発言はありませんか。

委員 2月25日の市政ニュースで公立幼稚園の2次募集の記事が載ってまして、4月からは随時空いているところに入れるという内容でした。今までとは違って、公立幼稚園では随分と空きがあるようで、一覧表を見ても、定員に満たないところがたくさんあるなと思いました。そのことで質問してもいいですかね。

随時募集ということなので、引っ越してきた人も応募できて、枠が広がるなとは思ったのですが、質問したいのは、特別支援の子どもたち、少し配慮の必要な子どもたちの受入れはどうなっているのでしょうか。

この会議での質問に該当しないのなら、却下していただいても結構です。

副会長 お答えになれる範囲でお答えいただけたらと思います。

事務局 子ども・子育て会議の中身とは若干ずれることとなりますが、今分かる範囲のことをお伝えさせていただくことでお許してください。

先日行いました再募集では、かなり空きがある状況の中で、22名を内定することができました。

配慮を要するお子様、特に4歳児の方については、現在の体制の中では、それまでに教育委員会のほうで相談を受け、支援が必要かどうかの決定をした後になりますので、今後の受入れに関しては、保育の補助がつくような形にはなりません。ですから、園のほうを受け入れるかどうかの判断は、園長がすることになります。現在の職員配置の中では受入れは難しいということであれば、お断りするしかないという状況になっています。

この点については、こども未来センターができるにあたって、今後の課題としてそのあたりの制度を見直していく方向で今は動いているということでご理解ください。

委員 それでは、希望と期待を少しだけ言わせていただきます。

今、こども未来センターのことをおっしゃいましたが、山本局長が「真にインクルーシブな」とおっしゃいましたが、その言葉はとても素敵だと思います。その言葉に合うような、「子育てするなら西宮」に合うような今後のことを期待します。公立幼稚園のことで質問しましたが、すべてのことに関してそれを期待していることを申し添えさせていただきます。

副会長 これから新しい制度が始まりますので、状況が変わったり、新たなことがスタートしていろいろなことが起こってきますので、皆さん、疑問に思っておられることや懸念されていることがいろいろあると思いますので、これから制度が円滑に進んでいくことをお祈りしたいと思います。

それでは、本日の議事に関して、ほかに何か発言しておくことはありませんか。

〔発言者なし〕

副会長 それでは、本日用意しました議事はこれで終了させていただきます。

事務局から、「その他」の項目でお願いします。

事務局 今年度の子ども・子育て会議は、本日が最後となります。冒頭に山本局長が申し上げたとおり、今年度は、新制度施行の直前ということで、本体会議だけでも都合8回にわたって活発にご議論いただいたおかげをもちまして、事業計画の策定をはじめ、西宮市の子育てに関する大変多くの成果、指針をお示しいただきましたこと、事務局を代表して厚く御礼申し上げます。どうもありがとうございました。

現在の委員さんの任期である8月20日までには、子ども・子育て会議を開催する予定はありませんが、先ほどの議事がありました確認部会が開催される場合がありますので、その節はどうぞよろしくお願いします。

それと、これも冒頭に山本局長が申し上げましたが、この4月1日付の人事異動に関して20日に内示がออกมาして、この子ども・子育て会議に関連する部局でかなりの異動がありました。ただいま資料をお配りしましたが、課長級以上だけでも、組織変更や異動が多くなっていますので、ペーパー物として出させていただきます。要点だけをご説明させていただきます。

局長級は、山本局長が教育委員会の教育次長に異動となりまして、後任を私、坂田が拝命することになりました。微力ですが頑張りますので、よろしく申し上げます。あわせて、私が今まで務めていた担当理事職は、3月末をもって廃止されます。次に、部長級です。

現在のこども支援局は3部体制ですが、これが4部体制になります。新たにできます部が「こども未来部」です。これは、9月に現わかば園を児童発達支援センター「こども未来センター」として新たに開所することに合わせて、教育委員会のほうで行っているスクーリングサポートセンター業務もあわせて行うことになりました。また、放課後の居場所づくり等々、子どもたちの育ちの部分ではいろいろな施策がありますが、西宮のすべての子どもたちに対してインクルーシブな形で支援することを推進していくために、「こども未来部」を設置することになりました。このこども未来部長には、新制度準備室長の津田が着任します。

それぞれの部の人事のことについて、下のほうに一覧表にしています。

こども支援総括室長の川戸が退職しまして、後任には、こども支援総務課長の岩田が着任します。

さらに、これまでは新制度が施行前でしたので、新制度準備室という名称でしたが、施行になりますので、「新制度推進部」と改称しまして、新制度推進部長には、新制度認定課長の伊藤が着任します。

市長部局の部長級の異動は、以上です。

教育委員会のほうでは、学校教育部長の垣内が学校現場のほうに戻ることにしまして、後任には、学校情報システム課長の星川が部長に昇任し、課長と兼務する形になります。

裏面は課長級です。課長級の人事異動は多いですので、組織面だけをご説明させていただきます。

先ほどの新制度準備室が「新制度推進部」に変わったのと同じように、新制度準備課は「新制度推進課」と名前を変えます。

また、わかば園が9月にこども未来センターとして新設・模様がえをしますので、わかば園事業課が「こども未来部」のほうに移りまして、「発達支援課」と「診療事業課」に再編されます。また、「こども未来部」は、「子育て総合センター」も含めて一体的な形でこれからやっていくこととなります。さらに、教育委員会のスクーリングサポートセンターが「地域・学校支援課」という形で入ることとなります。ですから、新しい「こども未来部」には、子育て総合センター、わかば園事業課、教育委員会のスクーリングサポートセンターの3部門が1つの部になり、結果的に4課体制となります。

その下には課長級の人事異動の一覧表を載せていますが、全部説明しますと時間がかかりますので、後ほどこの表をご覧ください。

改めまして、こういう体制でやってまいりますので、新年度も引き続きどうぞよろしく願いいたします。

副会長 それでは、最後に事務局から連絡事項はありますか。

事務局 今年度は今回で最後となりますが、皆様の任期は今年8月20日までとなっていますので、よろしくお願い致します。ただ、現時点では子ども・子育て会議の開催予定はありません。もし急遽となりましたら、またご案内をさしあげたいと思いますので、よろしくお願い致します。

また、4月には年度が変わりますので、団体選出の委員の皆様で委員交代がありましたら、事務局までお知らせいただきましたらありがたいと思いますので、よろしくお願い致します。

事務局のほうからは、以上です。

副会長 それでは、今回は本年度最後の子ども・子育て会議ですので、任期は8月までありますが、これまでの皆さんの非常に熱心なご審議にお礼を申し上げますとともに、引き続きどうぞよろしくお願い致します。

それでは、本日はこれで終了します。

進行にご協力いただきましてありがとうございました。

〔午後3時50分 閉会〕

【委員出席者名簿 15名】

【事務局出席者名簿 14名】

所属団体・役職名等	氏名	所属・役職	氏名
西宮市PTA協議会	泉 桂子	こども支援局担当理事 併任 教育委員会担当理事	坂田 和隆
西宮市民間保育所協議会 会長	内田 澄生	新制度準備室長	津田 哲司
公募市民	大森 早苗	こども支援総括室長	川戸 美子
佛教大学社会福祉学部 教授	奥野 隆一	子育て事業部長	藤江 久志
公募市民	北村 頼生	新制度準備課長	楠本 博紀
西宮市労働者福祉協議会	久城 直美	新制度認定課長	伊藤 隆
西宮市民生委員・児童委員会	熊谷 智恵子	こども支援総務課長	岩田 重雄
関西学院大学教育学部 教授	橋本 祐子	保育所事業課長	廉沢 裕和
地域子育て支援センターつぼみのひろば センター長	林 真咲	参事(保育指導担当)	婦木 雅子
西宮市地域自立支援協議会こども部会 部会長	東野 弘美	児童福祉施設整備課長	緒方 剛
はらっぱ保育所(認可外保育施設) 園長	前田 公美	【教育委員会】	
甲南大学マネジメント創造学部 教授	前田 正子	教育次長	前川 豊
西宮市青少年愛護協議会	森 郁子	学校教育部長	垣内 浩
株式会社阪急阪神百貨店第1店舗グループ子供商品統括部長	由本 雅則	学校改革課長 新制度準備室参事	杉田 二郎
にしのみや遊び場つくろう会 代表	米山 清美	学事課長	中西 しのぶ